

平成24年9月20日（木曜日）

議事日程第4号

平成24年9月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第158号から議案第163号まで 6件
- 第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第3. 委員長審査報告
- 第4. 報告第21号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告
- 第5. 認定第1号 平成23年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6. 認定第2号 平成23年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7. 認定第3号 平成23年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8. 認定第4号 平成23年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9. 認定第5号 平成23年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10. 認定第6号 平成23年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11. 認定第7号 平成23年度由利本荘市地域情報化事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12. 認定第8号 平成23年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13. 認定第9号 平成23年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14. 認定第10号 平成23年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15. 認定第11号 平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16. 認定第12号 平成23年度由利本荘市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17. 認定第13号 平成23年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18. 認定第14号 平成23年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第19. 認定第 15号 平成23年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20. 認定第 16号 平成23年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21. 認定第 17号 平成23年度由利本荘市水道事業会計決算認定について
- 第22. 認定第 18号 平成23年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について
- 第23. 議案第129号 由利本荘市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第24. 議案第130号 由利本荘市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 第25. 議案第131号 由利本荘市防災会議条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第132号 由利本荘市災害対策本部条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第134号 由利本荘市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第135号 由利本荘市八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第136号 由利本荘市鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第137号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第31. 議案第138号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第32. 議案第139号 由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結について
- 第33. 議案第140号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第34. 議案第141号 由利本荘市道路線の認定について
- 第35. 議案第142号 平成23年度由利本荘市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第36. 議案第143号 平成23年度由利本荘市ガス事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第37. 議案第145号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）
- 第38. 議案第146号 平成24年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第39. 議案第147号 平成24年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第2号）
- 第40. 議案第148号 平成24年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）
- 第41. 議案第149号 平成24年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 第42. 議案第150号 平成24年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第43. 議案第151号 平成24年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第44. 議案第152号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 第45. 議案第153号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第46. 議案第154号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第2号)
- 第47. 議案第155号 平成24年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第48. 議案第156号 平成24年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第49. 議案第157号 平成24年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第50. 議案第158号 岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟建築主体工事請負契約の締結について
- 第51. 議案第159号 岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟機械設備工事請負契約の締結について
- 第52. 議案第160号 岩城・松ヶ崎統合小学校体育棟建築主体工事請負契約の締結について
- 第53. 議案第161号 本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結について
- 第54. 議案第162号 物品(小型動力ポンプ付積載車)購入契約の締結について
- 第55. 議案第163号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算(第10号)
- 第56. 継続審査中の陳情第3号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第57. 継続審査中の平成23年陳情第8号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情
- 第58. 継続審査中の平成23年陳情第12号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情
- 第59. 継続審査について
継続審査中の陳情第6号 公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情
- 第60. 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した事件
議事日程第4号のとおり

出席議員(29人)

1番 渡部 功	2番 伊藤 岩 夫	3番 佐々木 隆 一
4番 作佐部 直	5番 堀川 喜久雄	6番 湊 貴 信
7番 高橋 信 雄	8番 渡部 聖 一	9番 若林 徹
10番 高橋 和 子	11番 堀 友 子	12番 佐藤 勇
13番 今野 晃 治	14番 今野 英 元	15番 渡部 専 一

16番 大 関 嘉 一	17番 長 沼 久 利	18番 伊 藤 順 男
19番 佐 藤 賢 一	20番 鈴 木 和 夫	21番 井 島 市 太 郎
22番 齋 藤 作 圓	23番 佐々木 勝 二	24番 本 間 明
25番 佐々木 慶 治	26番 佐 藤 讓 司	27番 土 田 与 七 郎
29番 村 上 亨	30番 三 浦 秀 雄	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	藤 原 由 美 子
副 市 長	石 川 裕	監 査 委 員	佐々木 均
教 育 長	佐々田 亨 三	企 業 管 理 者	藤 原 秀 一
総 務 部 長	阿 部 太 津 夫	企 画 調 整 部 長	土 田 隆 男
市 民 福 祉 部 長	大 庭 司	農 林 水 産 部 長	佐 藤 一 喜
商 工 観 光 部 長	渡 部 進	建 設 部 長	伊 藤 篤
矢 島 総 合 支 所 長	佐 藤 晃 一	岩 城 総 合 支 所 長	今 野 光 志
大 内 総 合 支 所 長	伊 藤 久	西 目 総 合 支 所 長	佐々木 政 徳
鳥 海 総 合 支 所 長	榊 豊 昭	教 育 次 長	佐々木 了 三
消 防 長	伊 藤 敬 一		

議会事務局職員出席者

局 長	三 浦 清 久	次 長	佐々木 智
書 記	高 橋 知 哉	書 記	小 松 和 美
書 記	鈴 木 司	書 記	今 野 信 幸

午前10時00分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

収穫の時期を迎え、暑さも一段落したように感じられ、吹く風にも秋を感じられる季節になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事に入る前に、7番高橋信雄君から発言を求められておりますので、これを許します。7番高橋信雄君。

【7番（高橋信雄君）登壇】

○7番（高橋信雄君） おはようございます。

9月5日に行いました一般質問の再質問において、私の発言が適切でなく誤解を与える表現でありましたので、おわび申し上げます、大変恐れ入りますが、由利本荘市会議規則第65条の規定により、その部分の発言の取り消しをお願いいたします。

本荘由利産の特A米戦略をの再質問で、先輩方の熱意をお聞きした話として、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と発言しました。この部分が誤解を

与えますので、発言の取り消しをお願いいたします。取り消し部分の取り扱いにつきましては、議長に一任いたします。

以上です。申しわけありませんでした。

- 議長（渡部功君） お諮りいたします。ただいま高橋信雄君より、9月5日の一般質問の再質問における発言について、一部取り消しの申し出がありました。この取り消しを許可することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、7番高橋信雄君の発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

この際、御報告申し上げます。去る9月5日、市役所正庁において決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に27番土田与七郎君、副委員長に19番佐藤賢一君が選出されております。

この際、お諮りいたします。本日追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

-
- 議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第158号から議案第163号までの6件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

- 市長（長谷部誠君） おはようございます。

追加提出議案の説明に先立ちまして、御報告を申し上げます。

農業委員報酬の支払い遅延についてであります。

農業委員会の委員37名に係る8月分の報酬について、未払いであることが9月4日に発覚いたしました。

農業委員報酬の支給日は、一般職の職員の給料支給日と同様に毎月20日と定められておりますが、担当者の失念により、支出伝票が起票されず、支給できなかったものであります。

このたびの事案に対しましては、春先からの相次ぐ不適切な事務処理等を受け、全庁を挙げて市民の皆様の信頼回復に取り組んでいるさなかの発生であり、まことに遺憾千万であります。

この件に関して、9月14日付で担当職員を減給10分の1、1カ月としたほか、管理監督の立場にある上司2人について戒告とし、いずれも厳しく懲戒処分としたところであります。

議会を初め市民の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。

本日、議員の皆様へ配付いたしました由利本荘市職員行動指針7カ条は、職員一人一人の抜本的な意識改革と不祥事の撲滅を目指し、職員の総意として再発防止検討委員会

がまとめたものであります。

私を初め市職員は、この指針を常に心にとどめ、全体の奉仕者として全力で職務に精励してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、契約関係5件、予算関係1件の計6件であります。

初めに、議案第158号岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟建築主体工事請負契約の締結について、議案第159号岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟機械設備工事請負契約の締結について及び議案第160号岩城・松ヶ崎統合小学校体育棟建築主体工事請負契約の締結についてであります。これらは、岩城地域に新たに建設する岩城・松ヶ崎統合小学校について、校舎棟の建築主体工事と機械設備工事、体育棟の建築主体工事を行うものであります。

これらの工事請負契約を、議案第158号については、長田・村岡・伊藤工業特定建設工事共同企業体代表、長田建設株式会社と、議案第159号については、山二施設・総合施設・共立設備特定建設工事共同企業体代表、山二施設工業株式会社本荘営業所と、議案第160号については、塚本建設・伊藤建友・高原建設特定建設工事共同企業体代表、株式会社塚本建設と、それぞれ契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第161号本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結についてであります。これは、当該解体工事における解体材の運搬及び処分数量等の精査に伴うものであり、伊藤工業株式会社岩城支店と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第162号物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結についてであります。これは、由利、西目、鳥海地域に配置する小型動力ポンプつき積載車3台について、株式会社タカギと契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第163号由利本荘市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費では、本荘由利総合福祉エリア未利用地及び国療跡地民間福祉ゾーンについて、第5期高齢者保健福祉計画に沿って、施設整備を予定している福祉法人への売却を目的に、普通財産として管理する区域を確定するための費用を追加しようとするものであります。

衛生費では、9月25日から始まる、岩手県野田村の災害廃棄物本格受け入れに係る費用を追加しようとするものであります。

財源には、繰越金、諸収入を充て、歳入歳出それぞれ2,754万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ483億3,134万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、補正予算概要を御参考くださるようお願いいたします。

以上が今定例会に追加提出いたします議案でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

本日追加提出されました議案第158号から議案第163号までの計6件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午後 1時13分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第158号から議案第163号までの6件を一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番今野英元君。

【14番（今野英元君）登壇】

○14番（今野英元君） 議長から発言のお許しが出ましたので、質疑を行いたいと思います。

議案第163号由利本荘市一般会計補正予算（第10号）で、1つ目は、本荘清掃センター管理費についてであります。

1番目に、歳入20款諸収入4項受託事業収入370万円の財源はどこから来たのか。そして、その根拠は何なのかを最初に質問します。

2番目に、251万円の歳出の中身について、どのような内訳になっているのかお聞きします。

3番目に、歳入370万円と歳出251万円との差額は何か。この件についてお聞きします。

2つ目であります。放射性物質除去率測定の予算化はについてお聞きします。

去る8月29日の9月定例会初日において、市長は、7月の試験焼却の結果、国の基準に照らして安全性が確保されたということで、岩手県野田村の震災瓦れきの広域処理に関して協力する姿勢を明らかにしております。私も3月定例会でこの件について質問しておりますけれども、特に放射性物質とバグフィルターの除去率の関係であります。3月定例会の一般質問への答弁では、放射性物質除去率の測定をしておりますけれども、8月25日の市民説明会では、除去率を示すことはできないとしており、今回の補正予算で測定の予算を計上するべきでなかったかというのが質問であります。

バグフィルターの除去率として99.99%という数字が出ておりますけれども、この件に関しまして、ことしの4月にある出版社が、バグフィルターをつくっている主要13社に対してアンケート調査を行っています。現状のバグフィルター装置、もしくはその他の装置で放射性物質を除去することは可能ですかというアンケートに対しまして、13社のうち回答したのは2社であります。そのうちの一つ、川崎技研は「放射性物質の除去については弊社は知見を持ち合わせていません。」と回答しております。もう一つ、株式会社タクマであります。「一般論としては、バグフィルターは排ガス中のばいじん等の除去を目的とした設備であり、排ガス中のセシウムは、ばいじんに着した姿が一般的というこれまでの知見を前提として考えるなら、セシウムについても一定の除去が可能である。」と回答をしております。

本荘清掃センターのバグフィルターメーカーであるJFEエンジニアリングは、無回

答であります。JFEエンジニアリング製のバグフィルターは、平成7年から本荘清掃センターで使用されておりますけれども、どういうわけか無回答です。13社のうち、川崎技研とタクマだけが回答しておりますけれども、そのほかは回答を控えさせていただきたいということで、無回答であります。

ことしの3月定例会における、放射性物質を99.99%除去できるかという私の質問に対しまして、市長は「本市の焼却施設には排ガス中の微粒子を除去する高性能バグフィルターが備わっており、その集じん効率は99.9948%であります」と答弁しております。そして、除去率についての答弁はありません。

そして、「環境省や県が言ってる99.99%をどのように確認したのか」という再質問に当時の市民福祉部長が答弁しておりますけれども、「本荘清掃センターのバグフィルターの集じん効率は先ほど申し上げました99.9948%でございます」「国の方ではバグフィルターの除去率を測定しております、一つの例として福島県のあらかわクリーンセンターでの測定結果から、99.99%を除去しているというふうに把握しております」と答えています。

ですから、私は次に「今の例で99.99%と言いましたけれども、由利本荘市の場合も放射性物質を使って実証実験をしたんですか」という再質問をしましたが、それに対しまして、市民福祉部長は、「本荘清掃センターでは試験はしておりません。県外での実績から今述べさせていただきました。そういったこともありますので、燃焼試験をさせていただきたい」と答えております。つまり、当時の市民福祉部長の答弁というのは、99.99%という数字は福島県のあらかわクリーンセンターでの測定結果であるため、由利本荘市として独自の検査をやらせていただきたいということを言っているわけであり

ます。

今回の歳出251万円の中でこの測定の予算をつけたのか、つけなかったのか、お聞きしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、今野英元議員の質疑にお答えいたします。

初めに、1、本荘清掃センター管理費について、（1）歳入20款諸収入4項受託事業収入370万円の財源はどこから来たのかについてお答えいたします。

この歳入370万円は、秋田県と岩手県の協定に基づいた本市と県との委託契約により、1トン当たりの単価2万6,000円に受け入れ量の150トンを乗じ、その95%を見込んだ額であり、秋田県からの歳入となります。

次に、（2）251万円の歳出の中身についてにお答えいたします。

歳出の主なものとしましては、災害廃棄物150トンの焼却に要する薬品などの消耗品費、燃料費、光熱水費の需用費と放射能測定業務委託料及び広域埋立処分地施設の負担金となっております。

次に、（3）歳入370万円と歳出251万円との差額は何かについてお答えいたします。

歳入370万円と歳出251万円の差額については、瓦れき処理における人件費と維持管理費等に係る一般財源と認識しております。

次に、2、放射性物質除去率測定の予算化はについてお答えいたします。

さきの試験焼却において、排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果は不検出でありました。このことから、除去率の測定の必要はないと判断しました。

なお、放射能測定については、国のガイドライン及び秋田県のマニュアルに基づいて実施したいと考えております。

以上であります。

- 議長（渡部功君） 14番今野英元君、再質疑ありませんか。
- 14番（今野英元君） 2番の質問に対しては、放射性物質が不検出であったから除去率の測定は必要ないという御答弁でしたけれども、3月定例会のとき、不検出は放射性物質の測定方法が確立されていないから不検出なのではないかということで議論した経緯がありますので除きますけれども、当時の猪股部長が言ったこの99.99%という数字は、福島県のあらかわクリーンセンターで測定した結果でありますけれども、この結果がひとり歩きしているのではないか。というのは、本当に99.99%が正しいのかどうかというのはいろんなところで議論されているわけです。ですから、そのことを踏まえて、多分、由利本荘市でも燃焼試験をして本荘清掃センターで除去率を調べてみたいという答弁をしたと私は捉えたんです。ですから、除去率をきっちり出すことで、市民に対して安全ですと初めて言えると思うんですけども、そうではないような今の御答弁でした。もう一度答弁をお願いします。
- 議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） ただいまの再質疑については部長から答弁させます。
- 議長（渡部功君） 大庭市民福祉部長。
- 市民福祉部長（大庭司君） 先ほど市長が答えたとおりでですけども、今回の試験焼却ですが、岩手県野田村から持ってきた瓦れきについては、搬出するときに放射能が全く検出されなかったという事実があるわけです。なかったものを持ってきて燃焼して、その排ガスを調べて、なかったわけですから、その除去率がどれほどのものかというあたりがちょっと疑問なところであります。つまり、出たのであれば、それはまた除去率の測定も必要かもしれませんけども、不検出でありましたので、その必要はないという判断をしたということです。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君、再々質疑ありませんか。
- 14番（今野英元君） ありません。
- 議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（渡部功君） これをもって質疑を終結いたします。

-
- 議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休 憩

午後 3時48分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第3、これより報告第21号、認定第1号から認定第18号までの18件、議案第129号から議案第132号までの4件、議案第134号から議案第143号までの10件及び議案第145号から議案第163号までの19件並びに継続審査中の陳情第3号、陳情第6号、継続審査中の平成23年陳情第8号及び陳情第12号の4件の計56件を一括上程し、委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。27番土田与七郎君。

【決算審査特別委員長（土田与七郎君）登壇】

○決算審査特別委員長（土田与七郎君） 決算審査特別委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

今期定例会において当特別委員会に審査付託されました平成23年度決算認定に係る案件は、一般会計決算、特別会計決算15件及び事業会計決算2件の18件であります。

当特別委員会は、各常任委員会をそれぞれ分科会とし、提出された決算書をもとに関係職員の説明を受けるとともに、監査委員の決算審査意見書や決算附表などを参考として、各所管ごとに分担して審査した後、去る9月14日に開催された委員会において分科会主査報告を受け、委員会の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。付された意見や要望事項などの概要を御報告申し上げます。

まず最初に、認定第1号一般会計についてであります。

全体の収支の概要であります。歳入決算額は前年度比7.8%増の571億6,001万3,000円、これに対し、歳出決算額は8.5%増の551億4,032万1,000円であり、これによる歳入歳出差引額は20億1,969万2,000円あります。これから、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、18億6,886万2,000円の黒字となっております。

また、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、7,611万5,000円の黒字、さらに、基金への積み立てや積立金の取り崩し、地方債繰り上げ償還の差し引きによる実質単年度収支においては、前年度比16.2%減の12億3,526万2,000円の黒字となっております。

歳入の概要につきましては、自主財源が22.8%、依存財源が77.2%の構成比となっており、自主財源の比率が前年度より0.6ポイント減であり、依然として依存財源の比重が大きいものとなっております。

自主財源の根幹であります市税は、前年度より微増であり、78億1,900万円余りとなり、歳入全体に占める割合は13.7%であります。

なお、収入率は89.1%で、前年度より微増となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は、東日本大震災応援経費や公的病院に係る経費算入の増などにより、対前年度、約6億5,000万円、率にして3.1%の増で、218億6,500万円余りとなっております。

また、国庫支出金は、きめ細かな交付金などの増に対し、地域活性化きめ細かな臨時交付金や地域活性化・公共投資臨時交付金などの大幅な減額などにより、約8億6,200

万円、率にして11.3%の減で、約67億4,300万円となったほか、県支出金は、統合家畜市場整備事業費補助金や震災被災者対応などの緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の増により、前年度比12.2%増の約44億3,300万円の収入となっております。

次に、歳出につきましては、総合発展計画に沿い、各種事業が積極的に展開されておりますが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載のとおりであり、また、9月14日の主査報告において報告されておりますので、ここでは述べませんが、まちづくり交付金事業による文化複合施設カダレ整備の完成、また、土地区画整理事業や由利橋架替事業などの中心市街地における大型プロジェクト事業や統合小・中学校建築・改築工事、水林球場改修事業など、公共施設の整備事業が引き続き実施されているほか、統合家畜市場整備事業の完成、さらには、長引く景気の低迷による経済不況や震災被災者対応などに伴う雇用創出臨時対策事業、あるいは東日本大震災の教訓をもとにした自然災害への対応など、公債費負担適正化計画のもと、ますます厳しさを増す財政環境の中にありながらも、身の丈に合った効率的な予算執行と積極的な事務・事業実施に努力されていることが認められます。

なお、一般会計における年度末における市債の現在高は、732億4,297万4,000円であり、前年度末に比較し、2億2,216万1,000円、率にして0.3%の増となっております。

以上、御報告申し上げましたとおり、平成23年度一般会計につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定いたしました。市税の収納につき次の意見を付しておりますので、御報告いたします。

意見。歳入1款市税において、恒常的な滞納繰り越しや、それに伴う不納欠損額が生じている。昨今における社会状況を考慮した上で、徴収の困難性や職員の日々の徴収に対する努力は理解するものの、公平な負担、財源確保の観点から、今後さらにその向上に向けて努力されたい。

次に、認定第2号から認定第16号までの15件の各特別会計の決算並びに認定第17号及び認定第18号の2件の事業会計、計17件の決算認定につきましては、いずれも適切な予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

なお、平成23年度における実質公債費比率が、前年度より1.5%低下し17.3%となり、起債許可団体の基準である18%を下回ったことについては、市当局が行財政改革に積極的に取り組んできた結果であり、その努力に対し一定の評価をするものであります。今後とも自治体を取り巻く厳しい情勢が続くことから、さらなる行財政改革に取り組み、なお一層の財政健全化へ向け努力を望むものであります。

また、一般会計の住宅使用料、特別会計の国民健康保険税や施設使用料等、企業会計の給水・ガス販売に係る収入等について、不能欠損額や収入未済額が生じていることから、前年度と比較し、収入率の向上など徴収に対する職員の日々の努力は理解するものの、公平な負担と財源確保の観点から、収入率の向上に向け、さらに努力されるとともに、新たな不能欠損を生じさせないよう努めていただきたいとの要望がありましたことを申し添えます。

以上が決算審査特別委員会に付託されました平成23年度各会計決算認定についての審査報告であります。

終わりに、本市財政の今後の見通しについては、平成23年度の財政健全化判断比率が

示されましたが、自治体の行財政運営が予測できない不確定要素をいまだに抱えていることは疑いの余地がないところであります。

どのような事態にも迅速に対応し得る体制づくりはもちろんでありますが、何よりも、市民の不安を取り除くための方策と、自治体や市民が置かれている状況を明確に示し得る説明責任が今後とも、より強く求められるものと思われまます。

年度末には石川副市長が新たに就任し組織体制も強化されており、今後とも市民福祉のさらなる向上と市政発展のため、効率的な行財政運営に取り組み、事務事業の費用対効果を勘案しながら、なお一層の努力を傾注されますことを期待申し上げて、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

このたびの定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、初日に付託されました案件を除き、専決処分報告1件、条例関係2件、補正予算6件の計9件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第21号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これは、平成24年8月1日から同年9月30日までの期間における市長の給料月額について、また、平成24年8月1日から同年8月31日までの期間における副市長の給料月額について、それぞれ10分の1の減給とするため、条例の一部を改正したものであります。

この専決処分報告につきましては、市職員の一連の不適切な事務処理及び不祥事により、市民の市政への信頼を著しく失墜させたことから、市長及び副市長の減給処分を行ったものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例の一部改正についてであります。

議案第131号防災会議条例の一部を改正する条例案及び議案第132号災害対策本部条例の一部を改正する条例案についてであります。これはともに、災害対策基本法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

これらの条例の一部改正につきましては、上位法の改正に伴うものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてであります。

議案第145号一般会計補正予算（第9号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入15款から18款、20款、21款、歳出1款、2款、9款、14款及び地方債の変更であります。

主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入では、15款県支出金は、市町村総合防災対策緊急交付金の増額、就業構造基本調査費委託金の減額であります。

16款財産収入は、立木売払収入、分譲宅地売払収入及び支障木売払収入の増額であり

ます。

17款寄附金は、災害対策費寄付金の増額であります。

18款繰入金は、北内越財産区特別会計からの繰入金の増額であります。

20款諸収入は、建物災害共済、車両共済保険金の増額のほか、水難救助会助成金、遭難者救助活動経費の増額であります。

21款市債は、発行上限額の決定による臨時財政対策債の増額、由利高原鉄道運営支援事業債の減額であります。

歳出では、1款議会費は、職員の時間外手当、議長車のカーナビゲーションシステム購入費の増額であります。

2款総務費は、1項総務管理費では、秘書課職員旅費、北内越小学校閉校事業補助金、鳥海総合支所暖房設備工事費、市のPR強化のためのふるさと応援大使事業、カダーレの照明改修、防犯カメラ設置費などの増額、情報センター特別会計、地域情報化事業特別会計への繰出金の減額などが主なものであり、2項徴税費では、職員の時間外手当の増額、5項統計調査費では、指定統計調査費の減額であります。

9款消防費は、サイレン吹鳴装置修繕料、特設公衆電話用電話機購入費、防災行政無線修繕料などが主なものであります。

14款予備費は、財源調整のため増額するものであります。

また、地方債補正は、臨時財政対策債のほか、公共土木施設災害復旧事業など5事業について、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第148号情報センター特別会計補正予算（第3号）についてであります。ケーブルテレビ加入促進キャンペーン費用、機器修繕料などの追加が主なものであり、その財源としては、新規加入負担金、前年度繰越金を充当するものであり、歳入歳出に1,815万9,000円を追加、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億8,137万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第149号地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。YBネット運営に関する加入者へのアンケート調査実施費用が主なものであり、その財源としては前年度繰越金を充当するものであり、歳入歳出に2万2,000円を追加、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億2,799万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第155号小友財産区特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは、市との分収契約に基づく間伐収入を積立金として措置するものであり、歳入歳出に123万4,000円を追加、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ292万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第156号北内越財産区特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは、北内越小学校閉校事業への補助金として一般会計繰出金を追加しようとするものであり、その財源としては基金繰入金を充当し、歳入歳出に50万円を追加、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ51万6,000円にしようとするものであります。

以上、一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び4件の特別会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加されました案件であります。

議案第163号一般会計補正予算（第10号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款、歳出2款であります。

歳入では、19款繰越金について、歳出に係る一般財源分として2,384万9,000円を増額しようとするものであります。

歳出では、2款総務費1項総務管理費において、第5期高齢者保健福祉計画に沿って福祉施設を整備するに当たり、本荘由利総合福祉エリアの未利用地及び国療跡地民間福祉ゾーンについて、福祉法人等から用地を購入したいとの申し出を受けたことから、売却に向け、普通財産として管理する区域を確定するため、用地測量費、鑑定評価手数料などとして、2,503万9,000円を追加しようとするものであります。

この一般会計補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の平成23年陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情、及び継続審査中の平成23年陳情第12号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。

社会保障と税の一体改革については、8月に関連法案が成立しておりますが、国と地方の協議の場での議論を通じて、引き上げ分の消費税収の配分や地方消費税の使途等について、国と地方が共同して結論を得たものであります。少子高齢化や厳しい財政状況のもとで、国民が安心し、希望を持てる社会保障の実現のためには、安定財源の確保は避けて通れない課題となっております。

以上の理由から、この2件の陳情につきましては、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

○教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係2件、補正予算5件、契約関係5件の計12件であります。

なお、これに継続審査中の陳情2件を加えました14件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第134号スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、大内地域のスクールバス軽井沢線について、その一部区間で住民利用の有償運行を行っておりますが、有償運行区間の一部延伸に合わせて路線区間等に関する規定を整備しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第137号都市公園条例の一部を改正する条例案についてであります。こ

これは、市内4カ所のパークゴルフ場の利用者の公平性と利便性を図ろうと、芋川桜づつみパークゴルフ場及び新鶴潟公園パークゴルフ場の使用料について、各施設ごとのシーズン券と、各施設で使用できる共通回数券及び共通シーズン券の規定を追加しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第145号一般会計補正予算（第9号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款から15款、18款、20款、21款と、歳出2款から4款、9款から11款であり、職員人件費以外の主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。13款使用料及び手数料は、幼稚園保育料滞納繰越分の追加であります。

14款国庫支出金は、消防施設整備費補助金の減額、消防団員安全装備品整備等助成金の追加が主なものであります。

15款県支出金は、子宮頸がん等予防接種促進事業補助金及び障がい者自立支援臨時対策事業補助金の追加のほか、秋田県央地域人権啓発活動補助金の減額であります。

18款繰入金は、障がい者自立支援対策臨時特例交付金基金繰入金の追加であります。

20款諸収入は、4月の暴風被害に係る各施設の保険収入などの追加が主なものであります。

21款市債は、消防施設整備事業債の減額のほか、どまらんど大内及び鳥海健康広場野外ステージ屋根の災害復旧工事に係る公共施設等災害復旧事業債の追加であります。

次に、歳出についてであります。2款総務費は、補助金減額に伴う人権啓発活動の一部縮小による市民相談費の減額であります。

3款民生費は、1項社会福祉費において、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行に伴い、障害者支援施設等の収入が減少した場合、移行前の報酬額の90%までを保障し、その差額分を助成する新体系定着支援等事業に係る経費の追加や、身体障がい者デイサービスの利用者増加に伴う、委託料の追加が主なものであります。

また、2項児童福祉費において、本荘地域各児童遊園地の遊具修繕費の追加が主なものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費において、9月から個別接種に移行したポリオワクチン予防接種に係る経費の追加のほか、子宮頸がん等ワクチン予防接種委託料の追加が主なものであります。

また、2項清掃費において、リサイクル施設運営負担金の精算による返還金の追加のほか、ヒ素が検出された西目地域猿田埋立処分場の水質土壌調査に係る経費の追加が主なものであります。

9款消防費は、全国共済農業協同組合連合会からの高規格救急自動車の寄贈に伴う、既存の備品購入費の減額が主なものであります。

10款教育費は、1項教育総務費において、視聴覚センター負担金精算金の追加が主なものであります。

また、2項小学校費において、小友小学校給水管及び新山小学校屋根の修繕に係る経費の追加が主なものであります。

また、3項中学校費において、本荘北中学校の教材室解体や浄化槽ポンプ修繕に係る

経費の追加が主なものであります。

また、4項幼稚園費において、破損等が著しい西目幼稚園遊具の購入に係る経費の追加であります。

また、5項社会教育費において、修身館・本丸の館で開催する絵画セミナーに係る講師謝礼の追加が主なものであります。

また、6項保健体育費において、本荘文化会館跡地へのコミュニティー体育館建設事業に係る地質調査業務委託料の追加が主なものであります。

11款災害復旧費は、どまらんど大内及び鳥海健康広場野外ステージ屋根の災害復旧工事完成に伴う予算残額の減額であります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、コミュニティー体育館建設事業に係る地質調査業務委託料の審査過程で、委員より、コミュニティー体育館の建設位置については、消防庁舎関連スペースとの兼ね合いの中で、将来的に土地全体を有効活用できるよう十分に協議・検討してほしいとの要望がありましたことを申し添えます。

次に、議案第146号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。国民健康保険税率改正に伴う財源更正が主なものであり、歳入歳出それぞれ19万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を97億5,650万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第147号診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、笹子診療所診療収入や前年度繰越金の追加であり、歳出では、鳥海診療所の職員人件費のほか、笹子診療所の病理等検査委託料の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ347万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億5,207万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第150号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の追加であり、歳出では、鳥寿苑及び悠楽館の除雪機修繕料の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ131万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9億1,850万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の特別会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、平成26年4月の開校を目指す岩城・松ヶ崎統合小学校の校舎棟建築などに係る、各契約案件であります。

議案第158号岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟建築主体工事請負契約の締結についてであります。これは条件つき一般競争入札の結果、長田・村岡・伊藤工業特定建設工事共同企業体と9億9,225万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第159号岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟機械設備工事請負契約の締結についてであります。これは条件つき一般競争入札の結果、山二施設・総合施設・共立設備特定建設工事共同企業体と1億5,855万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第160号岩城・松ヶ崎統合小学校体育棟建築主体工事請負契約の締結につ

いてであります、これは条件つき一般競争入札の結果、塚本建設・伊藤建友・高原建設特定建設工事共同企業体と3億5,259万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました岩城・松ヶ崎統合小学校に係る3件の契約案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第161号本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結についてであります、これは、解体材の運搬及び処分等に係る経費の精査によるものであり、伊藤工業株式会社岩城支店と1億6,682万7,150円で締結している契約について、209万7,900円減額し、1億6,472万9,250円に変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第162号物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結についてであります、これは、由利、西目及び鳥海の各支団に配備する小型動力ポンプつき積載車3台の購入について、指名競争入札の結果、株式会社タカギと2,394万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の契約案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第163号一般会計補正予算（第10号）についてであります、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入20款と歳出4款であります。

これは、岩手県野田村の災害廃棄物の本格受け入れに伴う関連経費の追加であり、歳出4款では、市が独自に行う空間放射線量率測定業務委託料のほか、広域埋立処分地に係る負担金の追加が主なものであります。

また、その財源として20款諸収入において、災害廃棄物処理受託事業収入を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、放射能汚染への不安を拭いきれないとの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情について御報告申し上げます。

初めに、継続審査中の陳情第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情についてであります、採択すべきや、趣旨採択すべきという意見がありましたが、子ども・子育て新システム関連法案については、民主・自民・公明の3党合意による修正により、保育の市場化、産業化への懸念はなくなったのではないかなどの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情についてであります、採択すべきという意見もありましたが、年金制度については、不明な点が多いことから、なお審査を要するものとして継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げ

げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係3件、補正予算2件の計5件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第129号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。

これは、工場立地法の一部改正に伴い、これまで全国一律の基準であった緑地面積率、環境施設面積率を市独自に定めることが可能となったことから、市内の既存工場の立地や市内の緑化の状況を勘案し、その基準を緩和した条例を制定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第135号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案及び議案第136号鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案であります。関連がありますので一括して御報告申し上げます。

これら条例の一部改正案であります。先ほど御報告ありました議案第137号と同様、市内4カ所のパークゴルフ場の利用者の公平性と利便性を図ろうとするものであります。

八塩いこいの森パークゴルフ場については、回数券を全施設共通回数券に改め、新たに全施設共通シーズン券を追加、鳥海高原子供の国パークゴルフ場については、新たに全施設共通回数券、シーズン券、全施設共通シーズン券を追加しようとするものであります。

これら2件の条例の一部改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第145号一般会計補正予算（第9号）であります。当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

13款使用料及び手数料につきましては、農村公園土地使用料の増額、松ヶ崎漁港占用料の減額であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金、オリジナル果樹産地育成強化事業費補助金、治山工事費補助金、森林整備及び木材産業振興臨時対策事業補助金の追加が主なものであります。

20款諸収入につきましては、JAからの畜産振興基金への出資金2,100万円の追加、鳥海そば等加工提供施設に係る火災保険収入の追加が主なものであります。

次に、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、3目農業振興費では、園内道路の整備、防除機械導入を支援し、果樹農家が意欲を持って経営に取り組むことができる環境を整備するためのオリジナル果樹産地育成強化事業費補助金の追加、また、米まつりの会場がカダーレ等に一部変更となることから、誘導・案内に要する経費などの追加が主なものであります。

5目畜産業費では、全国和牛能力共進会に出陳する農家への支援に要する経費の追加、JAの出資金の追加による畜産振興基金への繰出金の増額、また、JA等との協議によ

り秋田由利牛振興資金を創設できる見込みになったことから、資金に係る事務手数料としての負担金の追加が主なものであります。

この秋田由利牛振興資金につきましては、秋田由利牛の生産振興を図るため、市内に住所を有し、優良な肥育素牛の導入及び秋田由利牛の肥育出荷等を実施する肥育経営体に対し、JAが無利子で貸し出すものであり、秋田県農業信用基金協会の債務保証制度を利用することにより、資金の申し込み者にとって保証人の必要のない無利子資金となることから、借りやすい制度となるものであります。

6目畜産業施設費は、大内家畜糞尿処理施設の修繕料の追加であります。

7目農地費では、7月5日から6日にかけての豪雨による農業用施設災害復旧費補助金、西目幹線用水路復旧補助金の追加が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、由利地域吉沢地区、鳥海地域赤倉地区の県単局所防災工事費の追加、森林作業道整備委託料の増額が主なものであります。

3項水産業費につきましては、道川漁港南防波堤設計委託料の追加、松ヶ崎漁港のしゅんせつ用重機借上料の増額であります。

7款商工費1項商工費につきましては、3目工業振興費では、10月に行われる企業フォーラムパネル展示会においての地元企業PR用展示スペース借上料の追加が主なものであります。

5目観光費では、秋田県緊急雇用創出臨時対策事業を活用した、観光施設の誘客や利用促進を図るための県内就職支援・観光施設利用促進事業費や、矢島スキー場内のスノーパークの充実を図るための鳥海山麓観光アイテムビルドアップ事業費の追加、また、北九州市で開催されるB-1グランプリ出場補助金、後継者育成のためのごてんまり教室開催費の追加が主なものであります。

6目観光施設費では、岩城温泉港の湯の修繕料の追加が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、矢島地域大杉沢線舗装復旧工事費の追加、4月の暴風雨により漁港に漂着したごみ処分委託料の追加であります。

続いて、債務負担行為補正であります。これは、平成24年度秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業について、さきに触れております県内就職支援・観光施設利用促進事業を2カ年にわたって実施するため、平成25年度の限度額を836万2,000円から1,000万2,000円に変更するものであります。

次に、議案第154号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）であります。歳入においては、事業費確定による前年度繰越金の追加、圧雪車火災による保険収入を追加するものであります。

一方、歳出においては、圧雪車等の修繕料の追加、消費税として公課費を増額、また、今シーズンの営業に備えた予備費を増額するものであります。

このことにより、歳入歳出それぞれ450万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を2億103万2,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び特別会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

○建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係2件、補正予算5件、変更契約1件、道路関係2件、その他2件の計12件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第130号市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてであります。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公営企業法の一部改正に伴い、剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第138号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内地域中帳地区における浄化槽施設の廃止及び大内岩谷地区における同施設の設置に伴い、別表を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、変更契約の案件であります。

議案第139号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてであります。これは、株式会社IHIインフラシステム東北営業所と23億4,164万700円で契約締結中の上部工工事について、契約を変更しようとするものであります。

変更する主な内容は、由利橋のライトアップ等に対応するため、主塔・高欄・歩道などの照明設備を変更することに伴う増額及び歩道の舗装に係る工法変更による減額などであり、契約金額を4,269万4,050円増額し、23億8,433万4,750円に変更しようとするものであります。

今回の契約変更に関して、当局より、由利橋のライトアップについては、本年6月定例会などでの要望も踏まえ、斜張橋という特徴のある構造でもあることから、ライトアップについて、その工法や経費積算など、コストを勘案しながら実施の可能性について検討を重ねてまいりました。その結果、1つには、LED照明の設置により消費電力が極めて少なく抑えられることから、由利橋全体の照明に係る電気料金は1日8時間使用で1カ月およそ1万2,000円という試算であり、コスト節減が可能であること。また、主塔のライトアップの設備等についても国交付金の対象となることが確認できたことから、一定の財源確保が見込まれること。以上のことから、この際、ライトアップに対応した照明設備に変更しようとするものであり、市街地のにぎわい創出のため、観光資源としても最大限活用してまいりたいという旨の説明を受けております。

なお、由利橋架替事業上部工設置工事に関する継続費の予算関係については、これまでと変更がない旨を確認しております。

以上、御報告申し上げました変更契約の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第140号市道路線の廃止について及び議案第141号市道路線の認定についての2件であります。関連がありますので一括して報告いたします。

これは、開発行為に伴う路線変更及び路線見直しにより、赤平最上町線、潟端2号線の2路線を廃止し、新たに、東梵天25号線、榎木田線、赤平最上町線、統合小学校1号及び2号線、潟端2号・6号・7号及び8号線の9路線について認定しようとするものであり、この2件の道路関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第142号水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。これは、平成23年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金2億3,840万7,876円を減債積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第143号ガス事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。これは、平成23年度ガス事業会計決算における未処分利益剰余金3,869万1,896円を減債積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の未処分利益剰余金関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。職員人件費につきましては、時間外勤務手当の増額による補正でありますので、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、議案第145号一般会計補正予算（第9号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、14款、15款、17款、20款及び21款、歳出では、8款及び11款であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金及び社会資本整備総合交付金の減額であります。

15款県支出金では、河川費補助金に係る環境整備活動推進事業費補助金及び秋田県公共団体施行土地区画整理事業費補助金の増額であります。

17款寄附金では、公園費寄附金の追加であります。

20款諸収入では、西目地域重機車庫及び市営住宅の暴風災害に係る保険収入の追加であります。

21款市債では、区画整理街路事業債及び公共土木施設災害復旧事業債の減額であります。

次に、歳出についてであります。8款土木費では、2項道路橋梁費において、除雪車両機械等の管理費及び市道維持管理に係る重機借上料などの追加、本荘地域の市道改良事業及び由利橋架替事業に係る組み替え補正のほか、由利橋愛称募集事業に要する経費の追加が主なものであります。

5項都市計画費においては、大町銀座通線に伴う建物補償費及び御手作堤の漏水修繕費を追加するほか、本荘中央地区土地区画整理事業費の減額が主なものであります。

6項住宅費においては、岩城地域の公営住宅修繕料の追加及び公営住宅改修事業費に係る組み替え補正であります。

11款2項公共土木施設災害復旧費では、7月の豪雨災害に伴う河川4カ所の復旧費を追加、凍上災の最終申請額確定に伴う減額調整のほか、各地域の小破災害復旧に係る経費を追加しようとするものであります。

なお、由利橋愛称募集事業については、由利橋主塔（タワー）及びケーブル愛称募集要項（案）などにより当局の説明を受けております。

その内容は、新橋の名称はこれまでどおり「由利橋」とし、親柱に正式名称として刻印すること。

新由利橋は県内の道路橋として初めての斜張橋であり、50メートルの主塔（タワー）が夜間にはライトアップされる予定で、新たな観光スポットとなることが期待されること。

そのため、本市のランドマークとして、より親しみを持ってもらうため、斜張橋の特徴である主塔（タワー）及びケーブルの部分を対象に愛称を募集し、新たな観光資源としてその魅力を高め、県内外に広くPRしていきたいと考えており、募集期間は10月から11月ころを予定し、審査選定の上、12月ごろに採用作品の公表を行いたいという旨の説明でありました。

次に、議案第151号下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入では、前年度繰越金及び西目浄化センターの暴風災害に係る保険収入を増額し、歳出では、マンホール補修に係る経費及び平成23年度分消費税確定申告納付額を増額しようとするものであり、歳入歳出それぞれ282万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億7,896万円にしようとするものであります。

次に、議案第152号集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入では、農業集落排水事業費補助金の減額、前年度繰越金及び鳥海・西目処理施設の災害に係る保険収入の増額であり、歳出では、由利地区事業費において機能診断調査委託料の増額、東由利地区事業費において測量設計委託料の減額と工事請負費への組み替え補正などのほか、平成23年度分消費税確定申告納付額を増額しようとするものであり、歳入歳出それぞれ657万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億1,938万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第153号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、前年度繰越金の増額であり、歳出では、東由利簡易水道施設整備事業費の組み替え補正及び平成23年度分消費税確定申告納付額を増額しようとするものであり、歳入歳出それぞれ1,091万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を9億3,786万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第157号水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入において、配水池・送水ポンプ場の建物災害共済金による保険収入として594万8,000円を増額し、水道事業収益の総額を16億674万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、会議時間を延長いたします。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・認定・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思いをます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いをますので、御了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第4、報告第21号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第21号は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第5、認定第1号一般会計決算認定を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、意見を付して認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第6、認定第2号国民健康保険特別会計決算認定を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第2号は、認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第7、認定第3号後期高齢者医療特別会計決算認定を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって認定第3号は、認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第8、認定第4号診療所運営特別会計から日程第17、認定第13号スキー場運営特別会計までの10件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第4号から認定第13号までの10件は、認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第18、認定第14号小友財産区特別会計から日程第20、認定第16号松ヶ崎財産区特別会計までの3件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第14号から認定第16号までの3件は、認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第21、認定第17号水道事業会計及び日程第22、認定第18号ガス事業会計の2件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって認定第17号及び認定第18号の2件は、認定されました。

○議長（渡部功君） 日程第23、議案第129号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第129号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第24、議案第130号ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に

関する条例の制定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第130号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第25、議案第131号防災会議条例の一部を改正する条例案及び日程第26、議案第132号災害対策本部条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第131号及び議案第132号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第27、議案第134号スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第134号は、原案のとおり可決

されました。

- 議長（渡部功君） 日程第28、議案第135号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案から日程第30、議案第137号都市公園条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第135号から議案第137号までの3件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第31、議案第138号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第138号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第32、議案第139号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第139号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第33、議案第140号市道路線の廃止について及び日程第34、議案第141号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第140号及び議案第141号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第35、議案第142号水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第36、議案第143号ガス事業会計未処分利益剰余金の処分についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第142号及び議案第143号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第37、議案第145号一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第145号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第38、議案第146号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第39、議案第147号診療所運営特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第146号及び議案第147号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第40、議案第148号情報センター特別会計補正予算（第3号）及び日程第41、議案第149号地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第148号及び議案第149号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第42、議案第150号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第150号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第43、議案第151号下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第45、議案第153号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第151号から議案第153号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第46、議案第154号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第154号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第47、議案第155号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第48、議案第156号北内越財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第155号及び議案第156号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第49、議案第157号水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第157号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第50、議案第158号岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第158号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第51、議案第159号岩城・松ヶ崎統合小学校校舎棟機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第52、議案第160号岩城・松ヶ崎統合小学校体育棟建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第160号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第53、議案第161号本荘文化会館等解体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第161号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第54、議案第162号物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第162号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第55、議案第163号一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。14番今野英元君。

【14番（今野英元君）登壇】

○14番（今野英元君） 由利本荘市一般会計補正予算（第10号）に対して反対の立場から討論いたします。

9月定例会初日の8月29日に市長は、7月に行った試験焼却の結果、国の基準に照らして安全性が確保されたとして、野田村の震災瓦れきの広域処理に協力する姿勢を明らかにしました。

こうした自治体判断を誘導してきた政府の放射性物質の希釈、拡散、広域処理政策について、私は後世に禍根を残す重大な過ちであると指摘せざるを得ません。低線量被曝や内部被曝の観点から、このような希釈、拡散、広域処理という政策は大変危険であります。

放射線量に、しきい値はないのであります。これで安全、これで安心という、しきい値はありません。

本市においては、クリアランスレベルであることから、放射性物質が検出されないと

いう結果が出ているが、下限値は少し出ている。しかし、結果としては検出されないことを理由にバグフィルターの実証実験を行っていないことに対しては、安全対策上大きな手落ちであると思います。

また、本荘清掃センターでは、年1回、焼却炉のメンテナンスに多額の費用をかけています。本市で使用しているバグフィルターのメーカーはJFEエンジニアリング、バグフィルター本体に装着するろ布は、朝日テック株式会社という製造メーカーが東洋紡製のガラス繊維織物で作成したものを使用しており、バグフィルターの放射性物質の除去率を確かめる方法は市としても十分に持っているものであります。

以上のことから、市としては十分に情報収集できる立場にありながら、クリアランスレベルだから除去率を調べる必要がないというのは、市民に対して安全性を裏づける情報を提供していないと私は思います。

以上のことから反対するものであります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第163号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第56、継続審査中の陳情第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 継続審査中の陳情第3号は採択すべきとの立場で討論します。

子ども・子育て新システム関連法は、一部修正により可決されました。

新システムの問題の一つに、児童福祉法第24条の市町村の保育義務規定をなくすことがありました。反対世論の高まりなどで、修正案に市町村の保育義務規定は残ることになりました。

しかし、同条第2項に規定される認定こども園や小規模保育などについては、市町村は必要な保育を確保するための措置を講じるだけです。

市町村において保育所での保育だけでは、保育を必要とする全ての子供に責任を負うとは言えません。

新システムの基本法である子ども・子育て支援法は、保護者が施設に直接申し込む直

接契約も、入所できない場合の自己責任も変わりません。

また、保育の必要性の認定においては、パートタイムだと短時間利用しか受けられず、認定時間を超えた分は原則自己負担となります。短時間保育導入による保育の細切れは、子供へ影響を及ぼし、保育所運営をも困難にし、保育士の労働条件の低下につながります。

認定こども園法一部改正法においては、現行の認定こども園の幼保連携型、保育所型、幼稚園型はそのまま残り、新システム枠外の幼稚園も認め、さらに小規模保育など多様な施設が併存し、複雑でわかりにくいものになり、しかも小規模保育や家庭的保育などは、認定こども園より低い基準でできるため、質の低下は必至でしょう。これでは修正前の新システム案が企業を保育に参入させ、小規模事業所をふやして待機児を解消しようとしたのとほとんど同じです。

これまで認可保育所建設費の半分を国、4分の1を市町村が出してきましたが、この補助金を廃止することは、修正後も変えていません。補助金がなくなれば、増設は難しくなります。現行保育制度を抜本的に拡充することこそ、今必要なことではありませんか。

よって、本陳情は採択すべきであります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって継続審査中の陳情第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第57、継続審査中の平成23年陳情第8号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 継続審査中の平成23年陳情第8号は採択すべきとの立場で討論します。

8月22日付の魁新聞に、秋田県内の企業意識調査では、消費税増税により悪影響があると答えた企業割合は秋田県が東北トップで、8割の企業が消費低迷による危機感を持っており、逆によい影響を及ぼすとの回答はゼロとの記事がありました。

民主・自民・公明は消費税増税法の成立を強行しました。どんな世論調査でも、国民の過半数は消費税増税に反対しています。今増税されたら暮らしが成り立たない、商売が立ち行かなくなる、大震災の被災者は仮設住宅を出て立ち上がろうとしています、この増税は生活再建、復興の足かせになり、被災者にも容赦なく襲いかかります。

今、増税を強行することがどんなに無謀なことか、長期にわたって国民の所得が減少し、デフレという異常事態が続くもとの、消費税10%と社会保障切り捨てなどで20兆円もの負担増となれば、日本経済をどん底に突き落とすことになるのは火を見るより明らかでしょう。

そのことは、97年の消費税増税を引き金とした大不況で税収が落ち込み、財政危機を悪化させた歴史でも証明されています。

このような無謀きわまる道をもたらす結果を考えもせず、暴走する民主・自民・公明の増税連合に日本経済を語る資格はありません。

社会保障のためという民・自・公3党の言い分も、そのうそが完全にあらわになっています。

加えて、消費税増税法には、増税で生まれる財源を東京外環道、巨大港湾など、不要不急の大型公共事業に回す条項まで盛り込まれました。

私たちは、無駄遣いの一掃、そして富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革、国民の所得をふやす民主的経済改革を進め、消費税に頼らずに社会保障を充実させ、財政危機を打開する具体的な提言を示しています。消費税に頼らない別の道があります。

消費税増税10%へ向けて、3年後の10月までには国政選挙が少なくとも2回あり、国民は増税勢力にノーの審判を下すことでしょう。

よって、本陳情は採択すべきであります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって継続審査中の平成23年陳情第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第58、継続審査中の平成23年陳情第12号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 継続審査中の平成23年陳情第12号は採択すべきとの立場で討論します。

消費税増税法とともに成立した社会保障制度改革推進法は、消費税を増税しながら社会保障は切り下げることが今後の制度改革の基本に据えています。

同法には、社会保障費の抑制を明記していますが、医療や介護の給付削減、生活保護の改悪の方向も書き込まれました。

重大なのは、社会保障費の負担について、「主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てる。」と初めて法律に書き込んだことです。

主な財源を消費税に限定すれば、社会保障が消費税収の範囲内に抑え込まれ、まさに社会保障の自動抑制装置と言えます。これこそ、税と社会保障の一体改革が狙っていたものであります。

消費税だけで賄おうとすれば、現行でも税率20%が必要です。10%に増税しても、さらなる増税と社会保障の大削減が押しつけられるのは必至であります。

世界でも、消費税だけで社会保障費を賄っている国などありません。所得税や法人税などの基幹的な税を充てるのが当然です。

日本の社会保障は、自民・公明政権下においての毎年2,200億円削減路線によって、ずたずたにされています。国民健康保険税や窓口負担が払えず、病気になっても医者に行けない人がふえ、介護サービスは切り縮められ、無年金・低年金者、生活困窮者が生活保護を受けられず、孤独死・孤立死が相次いでいます。

消費税増税とともに今以上に社会保障を削るなど、決して許されることではありません。

よって、本陳情は採択されるべきであります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって継続審査中の平成23年陳情第12号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第59、継続審査についてを議題といたします。

継続審査中の陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第6号は、継続審

査とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第60、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

去る7月27日の佐藤竹夫議員の死去に伴い、同組合規約第5条第2項の規定により、同議会議員の補欠選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票による選挙を行わず、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

なお、その指名は議長にお任せ願いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって指名については、議長において行います。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に、17番長沼久利君を指名いたします。

ただいま指名いたしました長沼久利君を当選人と決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、長沼久利君が本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案・陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る8月29日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成24年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 5時44分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 伊 藤 順 男

議 員 佐 藤 賢 一